

# 前橋農業振興地域整備計画の変更理由書（案）

令和6年3月8日付け前橋市告示第111号により告示した前橋農業振興地域整備計画を下記の理由により変更する。

## 記

### 1 「前橋農業振興地域整備計画」の策定・変更理由

経済事情の変動その他情勢の推移により、市住民からの個別開発要請（一般除外）、公共性が特に高いと思われる事業に関する施設及び地方公共団体による開発行為などにより、当該農地を農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外する必要性が生じた。

これらを踏まえ、当該事業区域内の「農用地利用計画」に変更が生じたことから、「前橋農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）」の変更が必要になったため。

### 2 農用地利用計画の策定・変更理由

#### (1) 農用地区域への編入

変更理由

- ①除外により農用地区域外とした土地において当初の目的が達成できなくなったため。
- ②当初の計画に変更が生じたため。

変更内容 農用地利用計画のとおり

#### (2) 農用地区域からの除外

変更理由

- ①個別申出を個々に検討した結果、規模が適当で農用地区域以外の土地に立地することが困難と認められること、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないこと、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺の土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと及び土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから、法第13条第2項各号の要件すべてを満たすと判断されるため、農用地区域から除外する。（個別除外申出）
- ②法第10条第4項の該当となった土地（道路、河川、電気通信事業等）

変更内容 農用地利用計画のとおり

地域名 前橋地域  
(群馬県前橋市)

### 3 農用地区域の概要

農用地区域外の農用地 2,52 ha を編入し、集団的機能を損なわない他目的利用計画地 9,94 ha を除外する。

<変更前>

農用地区域の設定方針

農用地区域を 8,551.22 ha (農業用施設用地 288.95 ha を含む) に設定する。

<変更後>

現況農用地についての農用地区域の設定方針

農用地区域を 8,543.80 ha (農業用施設用地 288.88 ha を含む) に設定する。

第2 農業生産基盤の整備開発計画の変更  
変更なし。

第3 農用地等の保全計画の変更  
変更なし。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画の変更  
変更なし。

第5 農業近代化施設の整備計画の変更  
変更なし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保のための施設整備計画の変更  
変更なし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画の変更  
変更なし。

第8 生活環境施設の整備計画の変更  
変更なし。

(付表1)

(単位:ha)

項目	農用地						採草放牧地	混牧林地	農業用 施設用地	混牧林地 以外の山 林原野	その他	合計
		農地										
		田	畑	樹園地								
行政区域 (注①)	9,836.51	9,818.91	4,126.59	2,373.72	3,318.60	17.60		288.88	6,769.00	14,264.97	31,159.36	
農振区域 (注②)	8,306.51	8,294.11	3,693.69	1,283.42	3,317.00	12.40		288.88	4,718.10	8,290.97	21,604.46	

注：小数点以下第2位まで表示する。

注①：「行政区域」の項目ごとの面積は、平成19年度前橋市固定資産税概要調書の課税地目を参考とした。

注②：「農振区域」の項目ごとの面積は、平成19年12月14日の公告による農用地の明確化したものを基礎とし、積算したものである。

(付表2)

(単位:ha)

項目			農用地						採草放牧地	混牧林地	農業用 施設用地	混牧林地 以外の山 林原野	その他	合計
				農地										
				田	畑	樹園地								
農 用 地 利 用 計 画	現 況	変更前	8,098.77	8,087.37	3,692.08	1,289.49	3,105.80	11.40		288.95	85.10	78.40	8,551.22	
		変更後	8,091.42	8,080.02	3,690.79	1,283.43	3,105.80	11.40		288.88	85.10	78.40	8,543.80	
	用 途 区 域	変更前	8,262.27	8,250.87				11.40		288.95			8,551.22	
		変更後	8,254.92	8,243.52				11.40		288.88			8,543.80	
設定率	変更前(%)		97.5	97.5	100.0	100.5	93.6	91.9		100.0			39.6	
	変更後(%)		97.4	97.4	99.9	100.0	93.6	91.9		100.0			39.5	

注1：小数点以下第2位まで表示する。

注2：「混牧林地」の面積は、農用地利用計画で混牧林地を農用地区域に設定している嬭恋村のみ記入する。

注3：現況欄は、確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する調査の表4の農用地区域面積と一致させること。

注4：用途区域欄は、市町村農業振興地域整備計画における農用地区域の設定方針に基づく農用地区域の面積を記入する。

注5：現況及び用途区域の合計面積は一致させること。

注6：設定率は、（農用地利用計画（現況））÷（農振地域）とし、小数点以下第1位まで表示する。

# 第1 農用地利用計画の変更

## 1 農用地区域を次のとおり変更する。

(単位: ha)

地区区域	変 更 内 容					左の範囲	備 考
	変更前の面積	変更後の面積	農用地区域から除外する面積	農用地区域に含める面積	増減		
上佐島町	79.72	79.67	0.05		△ 0.05	集落介在農地を除く区域	
櫛島町	22.00	22.00			0.00	集落介在農地を除く区域	
朝倉町	71.21	71.04	0.18	0.01	△ 0.17	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
後閑町	85.98	85.98			0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
下佐島町	27.55	27.56		0.01	0.01	集落介在農地を除く区域	
宮地町	21.39	21.33	0.06		0.00	集落介在農地を除く区域	
上川淵地区計	308.27	308.00	0.29	0.02	△ 0.21		
西善町	123.19	123.02	0.17		0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
山王町	18.13	18.13			0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
中内町	41.29	40.55	0.74		0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
東善町	37.61	37.61			0.00	市街化区域を除く区域	
公田町	49.96	49.96	0.00		0.00	集落介在農地を除く区域	
横手町	23.89	23.89			0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
亀里町	83.98	83.47	0.51		0.00	集落介在農地を除く区域	
鶴光路町	6.64	6.64			0.00	集落介在農地を除く区域	
新堀町	22.65	22.38	0.27		0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
下阿内町	38.55	38.55			0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
力丸町	52.95	52.83	0.12		0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
徳丸町	18.93	18.93			0.00	集落介在農地を除く区域	
房丸町	31.49	31.49			0.00	集落介在農地を除く区域	
南部地区計	549.05	547.25	1.80		0.00		
勝沢町	33.82	33.82			0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
小神明町	31.84	31.80	0.04	0.00	0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
端気町	29.29	29.29	0.04	0.04	0.04	集落介在農地を除く区域	
五代町	49.90	49.85	0.05		0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
鳥取町	28.68	28.68	0.00		0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
小坂子町	302.05	301.76	0.29		0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
嶺町	139.60	139.23	0.37		0.00	全域	
金丸町	78.68	78.68			0.00	全域	
芳賀地区計	694.11	693.36	0.79	0.04	0.04		
上沖町	34.28	34.28			0.00	集落介在農地を除く区域	
下沖町	12.02	12.02			0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
西片貝町	24.45	24.40	0.05	0.00	0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
東片貝町	50.72	50.64	0.08		0.00	集落介在農地を除く区域	
上泉町	142.46	141.88	0.58		0.00	集落介在農地を除く区域	
石関町	11.29	11.29			0.00	集落介在農地を除く区域	
亀泉町	34.85	34.91	0.04	0.10	0.10	集落介在農地を除く区域	
荻窪町	81.20	81.20			0.00	集落介在農地を除く区域	
堀之下町	22.63	22.63		0.00	0.00	集落介在農地を除く区域	
堤町	33.41	33.41			0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
江木町	107.06	107.01	0.04		0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
桂萱地区計	554.33	553.64	0.79	0.10	0.10		

地区区域	変 更 内 容					左の範囲	備 考
	変更前の面積	変更後の面積	農用地区域から除外する面積	農用地区域に含める面積	増減		
総社町総社	33.19	33.19			0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
総社地区計	33.19	33.19			0.00		
上細井町	101.69	101.23	0.47		0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
下細井町	3.19	3.19			0.00	市街化区域を除く区域	
龍蔵寺町	0.40	0.40			0.00	市街化区域を除く区域	
青柳町	12.95	12.95			0.00	市街化区域を除く区域	
荒牧町	0.00	0.00			0.00	市街化区域を除く区域	
日輪寺町	12.10	12.10			0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
川端町	12.30	12.30			0.00	集落介在農地を除く区域	
田口町	64.67	64.68	0.01	0.02	0.02	集落介在農地を除く区域	
関根町	16.82	16.82	0.00		0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
南橋地区計	223.91	223.46	0.47	0.02	0.02		
池端町	41.51	41.45	0.06		0.00	集落介在農地を除く区域	
上青梨子町	23.69	23.51	0.18		0.00	集落介在農地を除く区域	
青梨子町	83.76	83.73	0.03		0.00	集落介在農地を除く区域	
清野町	17.49	17.49			0.00	集落介在農地を除く区域	
清里地区計	166.93	166.66	0.27		0.00		
天川大島町	5.81	5.81			0.00	市街化区域を除く区域	
上大島町	21.09	21.05	0.04	0.00	0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
女屋町	38.92	38.87	0.05		0.00	集落介在農地を除く区域	
上長磯町	25.86	25.86		0.00	0.00	集落介在農地を除く区域	
東上野町	25.18	25.18			0.00	集落介在農地を除く区域	
野中町	29.44	29.41	0.03		0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
下長磯町	35.40	35.40			0.00	集落介在農地を除く区域	
小島田町	24.51	24.51			0.00	集落介在農地を除く区域	
駒形町	2.93	2.93			0.00	市街化区域を除く区域	
筑井町	50.68	50.69		0.01	0.01	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
小屋原町	47.43	47.10	0.33		0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
上増田町	80.61	80.32	0.29		0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
下増田町	102.77	102.61	0.16		0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
下大島町	37.45	38.23	0.04	0.82	0.82	市街化区域を除く区域	
木瀬地区計	528.08	527.99	0.92	0.83	0.83		
下大屋町	84.21	84.13	0.08		0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
泉沢町	111.57	111.52	0.05		0.00	集落介在農地を除く区域	
富田町	168.39	168.43	0.06	0.10	0.10	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
荒口町	83.05	83.02	0.03		0.00	集落介在農地を除く区域	
荒子町	133.54	133.45	0.09	0.00	0.00	集落介在農地を除く区域	
西大室町	212.90	212.94		0.04	0.04	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
東大室町	114.33	114.33			0.00	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
飯土井町	61.92	62.87		0.95	0.95	市街化区域、集落介在農地を除く区域	
新井町	30.93	30.83	0.10		0.00	全域	
二之宮町	176.03	175.78	0.25	0.00	0.00	集落介在農地を除く区域	
今井町	66.90	66.84	0.06		0.00	集落介在農地を除く区域	
荒砥地区計	1,244.38	1,244.74	0.72	1.08	1.08		

地区区域	変 更 内 容					左の範囲	備 考
	変更前の面積	変更後の面積	農用地区域から除外する面積	農用地区域に含める面積	増減		
大胡町	3.60	3.60			0.00	大胡町のうち用途地域を除く区域	
茂木町	69.15	69.16		0.01	0.01	茂木町のうち用途地域を除く区域	
堀越町	240.38	240.13	0.25	0.00	0.00	堀越町のうち用途地域を除く区域	
横沢町	84.88	84.88			0.00	横沢町全域	
滝窪町	162.00	161.85	0.15		0.00	滝窪町全域	
東金丸町	64.95	64.95			0.00	東金丸町全域	
河原浜町	92.68	92.63	0.05		0.00	河原浜町のうち用途地域を除く区域	
樋越町	39.07	39.07			0.00	樋越町のうち用途地域を除く区域	
上大屋町	22.27	22.28		0.01	0.01	上大屋町のうち用途地域を除く区域	
大胡地区計	779.07	778.64	0.45	0.02	0.02		
鼻毛石町	226.84	226.84	0.07	0.07	0.07	鼻毛石町全域	
柏倉町	282.38	282.38			0.00	柏倉町全域	
市之関町	157.14	157.07	0.07		0.00	市之関町全域	
三夜沢町	10.52	10.52			0.00	三夜沢町全域	
苗ヶ島町	182.55	180.98	1.57	0.00	0.00	苗ヶ島町全域	
馬場町	70.47	70.47			0.00	馬場町全域	
大前田町	181.36	181.39	0.05	0.08	0.08	大前田町全域	
宮城地区計	1,111.03	1,109.41	1.77	0.15	0.15		
粕川町中之沢	37.68	37.68			0.00	粕川町中之沢全域	
粕川町室沢	136.18	136.16	0.02		0.00	粕川町室沢全域	
粕川町月田	142.30	142.30			0.00	粕川町月田全域	
粕川町稲里	54.85	54.89		0.04	0.04	粕川町稲里全域	
粕川町新屋	62.76	62.76			0.00	粕川町新屋全域	
粕川町込皆戸	38.45	38.45			0.00	粕川町込皆戸全域	
粕川町深津	166.70	165.95	0.75		0.00	粕川町深津全域	
粕川町女淵	106.30	106.30			0.00	粕川町女淵全域	
粕川町西田面	11.39	11.39			0.00	粕川町西田面全域	
粕川町前皆戸	17.79	17.79			0.00	粕川町前皆戸全域	
粕川町上東田面	29.93	29.93			0.00	粕川町上東田面全域	
粕川町下東田面	23.50	23.50			0.00	粕川町下東田面全域	
粕川町一日市	13.70	13.70			0.00	粕川町一日市全域	
粕川町中	40.78	40.78			0.00	粕川町中全域	
粕川町膳	40.30	40.30			0.00	粕川町膳全域	
粕川地区計	922.96	922.23	0.77	0.04	0.04		
富士見町田島	24.71	24.71			0.00	富士見町田島のうち用途地域を除く区域	
富士見町引田	35.95	35.95			0.00	富士見町引田全域	
富士見町横室	65.18	65.15	0.04	0.01	0.01	富士見町横室全域	
富士見町原之郷	118.33	118.29	0.19	0.15	0.15	富士見町原之郷のうち用途地域を除く区域	
富士見町小沢	39.77	39.76	0.01		0.00	富士見町小沢全域	
富士見町米野	131.55	131.42	0.13		0.00	富士見町米野全域	
富士見町時沢	154.02	153.89	0.17	0.04	0.04	富士見町時沢のうち用途地域を除く区域	
富士見町小暮	174.81	174.65	0.16		0.00	富士見町小暮のうち用途地域を除く区域	
富士見町石井	229.89	229.90		0.01	0.01	富士見町石井のうち用途地域を除く区域	
富士見町漆窪	41.43	41.43			0.00	富士見町漆窪全域	

地区区域	変 更 内 容					左の範囲	備 考
	変更前の面積	変更後の面積	農用地区域から除外する面積	農用地区域に含める面積	増減		
富士見町市之木場	26.65	26.65			0.00	富士見町市之木場全域	
富士見町山口	60.28	60.28			0.00	富士見町山口全域	
富士見町皆沢	53.08	52.91	0.17		△ 0.17	富士見町皆沢全域	
富士見町赤城山	209.39	209.35	0.05	0.01	△ 0.04	富士見町赤城山全域	
富士見地区計	1,365.89	1,365.21	0.90	0.22	0.00		
前橋区域計	8,480.94	8,473.52	9.94	2.52	△ 7.42		

注：小数点以下第2位まで表示する。なお、「増減」欄が減少の場合は、数値の左に△で表示する。

2 農業用施設用地を次のとおり変更する。

地区 地区名	変 更 内 容			備 考
	変更前の 面積 (ha)	変更後の 面積 (ha)	変更面積 (ha)	
上佐島町	0.75	0.75		集落介在農地を除く区域
櫛島町	0.00	0.00		集落介在農地を除く区域
朝倉町	0.61	0.61		市街化区域、集落介在農地を除く区域
後閑町	0.81	0.81		市街化区域、集落介在農地を除く区域
下佐島町	0.10	0.10		集落介在農地を除く区域
宮地町	0.00	0.00		集落介在農地を除く区域
上川淵地区計	2.29	2.29	0.00	
西善町	1.45	1.45		市街化区域、集落介在農地を除く区域
山王町	0.10	0.10		市街化区域、集落介在農地を除く区域
中内町	0.34	0.34		市街化区域、集落介在農地を除く区域
東善町	0.10	0.10		市街化区域を除く区域
公田町	0.17	0.17	△ 0.00	集落介在農地を除く区域
横手町	0.52	0.52		市街化区域、集落介在農地を除く区域
亀里町	1.27	1.27		集落介在農地を除く区域
鶴光路町	0.20	0.20		集落介在農地を除く区域
新堀町	0.09	0.09		市街化区域、集落介在農地を除く区域
下阿内町	0.78	0.78		市街化区域、集落介在農地を除く区域
力丸町	0.20	0.20		市街化区域、集落介在農地を除く区域
徳丸町	0.08	0.08		集落介在農地を除く区域
房丸町	1.30	1.30		集落介在農地を除く区域
南部地区計	6.48	6.48	△ 0.00	
勝沢町	1.20	1.20		市街化区域、集落介在農地を除く区域
小神明町	0.50	0.50		市街化区域、集落介在農地を除く区域
端気町	1.00	1.00		集落介在農地を除く区域
五代町	4.40	4.38	△ 0.02	市街化区域、集落介在農地を除く区域
鳥取町	0.20	0.20		市街化区域、集落介在農地を除く区域
小坂子町	10.38	10.38		市街化区域、集落介在農地を除く区域
嶺町	1.65	1.65		全域
金丸町	1.00	1.00		全域
芳賀地区計	20.33	20.31	△ 0.02	
上沖町	0.33	0.33		集落介在農地を除く区域
下沖町	0.00	0.00		市街化区域、集落介在農地を除く区域
西片貝町	0.25	0.25		市街化区域、集落介在農地を除く区域
東片貝町	0.57	0.57		集落介在農地を除く区域
上泉町	3.40	3.40		集落介在農地を除く区域



地区 地区名	変 更 内 容			備 考
	変 更 前 の 面積 (ha)	変 更 後 の 面積 (ha)	変 更 面 積 (ha)	
石関町	0.30	0.30		集落介在農地を除く区域
亀泉町	0.02	0.02		集落介在農地を除く区域
荻窪町	3.08	3.08		集落介在農地を除く区域
堀之下町	0.10	0.10		集落介在農地を除く区域
堤町	0.27	0.27		市街化区域、集落介在農地を除く区域
江木町	1.77	1.77		市街化区域、集落介在農地を除く区域
桂萱地区計	10.13	10.13	0.00	
総社町総社	3.72	3.72		市街化区域、集落介在農地を除く区域
総社地区計	3.73	3.73	0.00	
上細井町	0.82	0.82		市街化区域、集落介在農地を除く区域
下細井町	0.08	0.08		市街化区域を除く区域
龍蔵寺町	0.00	0.00		市街化区域を除く区域
青柳町	0.00	0.00		市街化区域を除く区域
荒牧町	0.00	0.00		市街化区域を除く区域
日輪寺町	0.00	0.00		市街化区域、集落介在農地を除く区域
川端町	0.04	0.04		集落介在農地を除く区域
田口町	1.28	1.28		集落介在農地を除く区域
関根町	0.47	0.47		市街化区域、集落介在農地を除く区域
南橋地区計	2.74	2.74	0.00	
池端町	0.37	0.37		集落介在農地を除く区域
上青梨子町	0.63	0.63		集落介在農地を除く区域
青梨子町	4.42	4.42		集落介在農地を除く区域
清野町	0.60	0.60		集落介在農地を除く区域
清里地区計	5.96	5.96	0.00	
天川大島町	0.00	0.00		市街化区域を除く区域
上大島町	0.40	0.40		市街化区域、集落介在農地を除く区域
女屋町	0.20	0.20		集落介在農地を除く区域
上長磯町	0.46	0.46		集落介在農地を除く区域
東上野町	0.00	0.00		集落介在農地を除く区域
野中町	0.27	0.27		市街化区域、集落介在農地を除く区域
下長磯町	0.96	0.96		集落介在農地を除く区域
小島田町	0.95	0.95		集落介在農地を除く区域
駒形町	0.10	0.10		市街化区域を除く区域
筑井町	0.38	0.38		市街化区域、集落介在農地を除く区域
小屋原町	0.86	0.86		市街化区域、集落介在農地を除く区域
上増田町	3.45	3.45		市街化区域、集落介在農地を除く区域

地区 地区名	変 更 内 容			備 考
	変 更 前 の 面積 (ha)	変 更 後 の 面積 (ha)	変 更 面 積 (ha)	
下増田町	1.58	1.58		市街化区域、集落介在農地を除く区域
下大島町	0.49	0.49		市街化区域を除く区域
木瀬地区計	10.02	10.02	0.00	
下大屋町	1.74	1.74		市街化区域、集落介在農地を除く区域
泉沢町	4.60	4.60		集落介在農地を除く区域
富田町	7.32	7.32		市街化区域、集落介在農地を除く区域
荒口町	5.57	5.57		集落介在農地を除く区域
荒子町	2.75	2.75		集落介在農地を除く区域
西大室町	10.46	10.46		市街化区域、集落介在農地を除く区域
東大室町	0.52	0.52		市街化区域、集落介在農地を除く区域
飯土井町	1.00	1.00		市街化区域、集落介在農地を除く区域
新井町	0.16	0.16		全域
二之宮町	6.45	6.45		集落介在農地を除く区域
今井町	1.56	1.56		集落介在農地を除く区域
荒砥地区計	41.85	41.85	0.00	
大胡町	0.00	0.00		大胡町のうち用途地域を除く区域
茂木町	1.74	1.74		茂木町のうち用途地域を除く区域
堀越町	10.26	10.26		堀越町のうち用途地域を除く区域
横沢町	3.88	3.88		横沢町全域
滝窪町	4.99	4.99		滝窪町全域
東金丸町	5.46	5.46		東金丸町全域
河原浜町	1.25	1.25		河原浜町のうち用途地域を除く区域
樋越町	0.29	0.29		樋越町のうち用途地域を除く区域
上大屋町	0.81	0.81		上大屋町のうち用途地域を除く区域
大胡地区計	28.81	28.81	0.00	
鼻毛石町	5.96	5.96		鼻毛石町全域
柏倉町	15.95	15.95		柏倉町全域
市之関町	14.97	14.97		市之関町全域
三夜沢町	0.00	0.00		三夜沢町全域
苗ヶ島町	5.47	5.47		苗ヶ島町全域
馬場町	2.83	2.83		馬場町全域
大前田町	5.76	5.71	△ 0.05	大前田町全域
宮城地区計	51.06	51.01	△ 0.05	
粕川町中之沢	4.76	4.76		粕川町中之沢全域
粕川町室沢	3.34	3.34		粕川町室沢全域
粕川町月田	1.58	1.58		粕川町月田全域

地区 地区名	変 更 内 容			備 考
	変 更 前 の 面積 (ha)	変 更 後 の 面積 (ha)	変 更 面 積 (ha)	
粕川町稲里	3.83	3.83		粕川町稲里全域
粕川町新屋	0.24	0.24		粕川町新屋全域
粕川町込皆戸	1.33	1.33		粕川町込皆戸全域
粕川町深津	1.24	1.24		粕川町深津全域
粕川町女淵	2.17	2.17		粕川町女淵全域
粕川町西田面	0.00	0.00		粕川町西田面全域
粕川町前皆戸	0.00	0.00		粕川町前皆戸全域
粕川町上東田面	0.11	0.11		粕川町上東田面全域
粕川町下東田面	0.82	0.82		粕川町下東田面全域
粕川町一日市	0.00	0.00		粕川町一日市全域
粕川町中	0.27	0.27		粕川町中全域
粕川町膳	0.53	0.53		粕川町膳全域
粕川地区計	20.23	20.23	0.00	
富士見町田島	0.59	0.59		富士見町田島のうち用途地域を除く区域
富士見町引田	1.59	1.59		富士見町引田全域
富士見町横室	1.14	1.14		富士見町横室全域
富士見町原之郷	1.25	1.25		富士見町原之郷のうち用途地域を除く区域
富士見町小沢	3.04	3.04		富士見町小沢全域
富士見町米野	5.21	5.21		富士見町米野全域
富士見町時沢	6.45	6.45		富士見町時沢のうち用途地域を除く区域
富士見町小暮	7.89	7.89		富士見町小暮のうち用途地域を除く区域
富士見町石井	6.83	6.83		富士見町石井のうち用途地域を除く区域
富士見町漆窪	0.44	0.44		富士見町漆窪全域
富士見町市之木場	1.46	1.46		富士見町市之木場全域
富士見町山口	2.35	2.35		富士見町山口全域
富士見町皆沢	6.15	6.15		富士見町皆沢全域
富士見町赤城山	40.58	40.58	0.00	富士見町赤城山全域
富士見地区計	84.68	84.68	0.00	
前橋区域計	288.95	288.88	△ 0.07	

注:小数点第2位まで表示する。

農用地区域変更明細表（編入関係）

県提出 番号	地区 区域名	農用地区域外から編入する地番	地目	面積 m <sup>2</sup>	変更理由 (利用目的等)
1	木瀬	下大島町914-3	田	34	除外期限切れ (R5. 8. 31)
2	木瀬	下大島町917	畑	370	除外期限切れ (R5. 8. 31)
3	木瀬	下大島町919	田	2447	除外期限切れ (R5. 8. 31)
4	木瀬	下大島町920	畑	593	除外期限切れ (R5. 8. 31)
5	木瀬	下大島町923-2	田	1522	除外期限切れ (R5. 8. 31)
6	木瀬	下大島町924-1	田	1348	除外期限切れ (R5. 8. 31)
7	木瀬	下大島町925-1	畑	504	除外期限切れ (R5. 8. 31)
8	木瀬	下大島町929	畑	821	除外期限切れ (R5. 8. 31)
9	木瀬	下大島町938-1	畑	576	除外期限切れ (R5. 8. 31)
10	木瀬	下大島町998-6	田	477の内17	転用残地
11	荒砥	飯土井町348	田	1789	除外期限切れ (R5. 8. 31)
12	荒砥	飯土井町349	田	1131	除外期限切れ (R5. 8. 31)
13	荒砥	飯土井町350-1	田	2387	除外期限切れ (R5. 8. 31)
14	荒砥	飯土井町381	田	843	除外期限切れ (R5. 8. 31)
15	荒砥	飯土井町382	田	2106	除外期限切れ (R5. 8. 31)
16	荒砥	飯土井町383-1	田	1227	除外期限切れ (R5. 8. 31)
17	上川渕	朝倉町280-1	畑	1557の内99	転用残地
18	上川渕	下佐鳥町54-1	田	2495の内80	転用残地
19	芳賀	小神明町222-2	畑	200の内3	転用残地
20	芳賀	端気町265-2	畑	386	除外期限切れ (R5. 8. 31)
21	桂萱	西片貝町三丁目330-2	田	1622の内1	転用残地

農用地区域変更明細表（編入関係）

県提出 番号	地区 区域名	農用地区域外から編入する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)
22	桂萱	亀泉町609-5	畑	2761の内950	除外期限切れ (R5. 8. 31)
23	桂萱	堀之下町241-1	畑	2798の内1	転用残地
24	南橘	田口町1099-4	畑	729の内228	転用残地
25	木瀬	上大島町50-16	田	499の内11	転用残地
26	木瀬	上長磯町377-1	畑	467の内20	転用残地
27	木瀬	筑井町578-2	畑	1056の内7	転用残地
28	木瀬	筑井町835-3	畑	308の内1	転用残地
29	木瀬	筑井町835-4	畑	441の内45	転用残地
30	木瀬	下大島町585-1	畑	72の内1	転用残地
31	荒砥	富田町1831-8	畑	984	除外期限切れ (R5. 8. 31)
32	荒砥	富田町1831-2	畑	484の内6	除外期限切れ (R5. 8. 31)
33	荒砥	荒子町1278-2	畑	1384の内1	転用残地
34	荒砥	西大室町2428-2	畑	359	除外期限切れ (R5. 8. 31)
35	荒砥	二之宮町870-13	畑	181の内2	転用残地
36	大胡	堀越町1280-3	畑	203の内2	転用残地
37	大胡	堀越町1584-5	畑	1687の内4	転用残地
38	大胡	上大屋町363-4	畑	2426の内114	転用残地
39	大胡	茂木町563-1	畑	3525の内98	転用残地
40	宮城	鼻毛石町8-1	畑	2510の内700	除外期限切れ (R5. 8. 31)
41	宮城	苗ヶ島町183-1	畑	1228の内13	転用残地
42	宮城	大前田町652-2	畑	834	除外期限切れ (R5. 8. 31)

農用地区域変更明細表（編入関係）

県提出 番号	地区 区域名	農用地区域外から編入する地番	地目	面 積 m <sup>2</sup>	変 更 理 由 (利用目的等)
43	粕川	粕川町稲里51-1	畑	599の内1	除外期限切れ (R5. 8. 31)
44	粕川	粕川町稲里51-5	畑	204の内1	除外期限切れ (R5. 8. 31)
45	粕川	粕川町稲里51-10	畑	169	除外期限切れ (R5. 8. 31)
46	粕川	粕川町稲里51-11	畑	254	除外期限切れ (R5. 8. 31)
47	富士見	富士見町横室609-2	畑	1650の内105	転用残地
48	富士見	富士見町原之郷278-2	畑	362の内316	除外期限切れ (R5. 8. 31)
49	富士見	富士見町原之郷278-2	畑	362の内46	転用残地
50	富士見	富士見町原之郷1020	畑	2280の内500	除外期限切れ (R5. 8. 31)
51	富士見	富士見町原之郷1301-4	畑	330の内170	除外期限切れ (R5. 8. 31)
52	富士見	富士見町原之郷1427	畑	1106の内500	除外期限切れ (R5. 8. 31)
53	富士見	富士見町時沢1755-9	畑	367	除外期限切れ (R5. 8. 31)
54	富士見	富士見町石井1706-1	畑	1362の内88	転用残地
55	富士見	富士見町赤城山1204-674	畑	722の内42	転用残地
56	富士見	富士見町赤城山1204-1130	畑	1000の内33	転用残地

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
1	上川澗	上佐鳥町304-5	田	498の内497	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
2	上川澗	朝倉町74-1	田	539	露天資材置場	露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
3	上川澗	朝倉町74-6	田	20	露天資材置場	露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
4	上川澗	朝倉町153-3	田	919	露天資材置場	露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由	除外する理由
					(利用目的等)	
5	上川	朝倉町274-1	田	3035の内338	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
6		欠番				
7		欠番				
8	上川	宮地町150-2	畑	579	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
1009	南部	西善町964-3	田	95	道路用地	法第10条第4項に該当するため。
1010	南部	西善町964-4	田	76	道路用地	法第10条第4項に該当するため。
1011	南部	西善町967-2	田	130	道路用地	法第10条第4項に該当するため。
12	南部	西善町1032	畑	278	露天資材置場	露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
1013	南部	西善町1066-4	田	190	道路用地	法第10条第4項に該当するため。



農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
1014	南部	西善町1109-5	畑	914	道路用地	法第10条第4項に該当するため。
15	南部	中内町18-1	畑	2494	営業倉庫	営業倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
16	南部	中内町19-1	畑	1067	営業倉庫	営業倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
17	南部	中内町19-2	畑	708	営業倉庫	営業倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
18	南部	中内町19-3	畑	1017	営業倉庫	営業倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由	除外する理由
					(利用目的等)	
19	南部	中内町19-4	畑	432	営業倉庫	営業倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
20	南部	中内町20-1	畑	1027	営業倉庫	営業倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
21	南部	中内町21	畑	622	営業倉庫	営業倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
1022	南部	公田町689-2	畑	279の内0.08	携帯電話基地局	法第10条第4項に該当するため。
23		欠番				

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
24		欠番				
25	南部	亀里町355-6	田	990	露天中古車置場	露天中古車置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
26	南部	亀里町356-8	田	1064	露天中古車置場	露天中古車置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
27	南部	亀里町356-9	田	1894	露天中古車置場	露天中古車置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
28	南部	亀里町575-5	畑	292	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
29	南部	亀里町763-1	畑	694の内360	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
30	南部	亀里町834-1	畑	500	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
31	南部	新堀町405	畑	2517の内1050	農家住宅	農家住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由	除外する理由
					(利用目的等)	
32	南部	新堀町405	畑	2517の内1307	植栽用地	植栽用地の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
33	南部	新堀町416-2	畑	600の内341	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
34	南部	力丸町232	畑	664	露天資材置場	露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
35	南部	力丸町416-1	畑	2565の内500	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
36	芳賀	小神明町68-4	畑	358	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
37	芳賀	端気町516-1	畑	411	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
38	芳賀	五代町310	畑	243	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
39	芳賀	五代町911-1	畑	225	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
1040	芳賀	鳥取町792-14	畑	12	道路用地	法第10条第4項に該当するため。
1041	芳賀	鳥取町801-4	畑	2	道路用地	法第10条第4項に該当するため。
1042	芳賀	鳥取町824-2	畑	262の内6.02	道路用地	法第10条第4項に該当するため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
43	芳賀	小坂子町1154-1	畑	186	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
44	芳賀	小坂子町1155-1	畑	621	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
45	芳賀	小坂子町1895-6	畑	920	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
46	芳賀	小坂子町1896-19	畑	1196	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
47	芳賀	嶺町1935-1	畑	2190	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
48	芳賀	嶺町1937-1	畑	660	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
49	芳賀	嶺町1937-2	畑	452	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
50	芳賀	嶺町1937-3	畑	408	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。



農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
51	桂萱	西片貝町一丁目311-2	田	2596の内500	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
52	桂萱	東片貝町6-1	田	763の内500	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
53	桂萱	東片貝町6-1	田	763の内263	貸露天駐車場用地	貸露天駐車場用地の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
54	桂萱	上泉町319-1	畑	650の内60	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
55	桂萱	上泉町320-1	畑	353	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
56	桂萱	上泉町687-1	田	202	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
57	桂萱	上泉町687-2	田	217	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
58	桂萱	上泉町687-3	田	1855	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
59	桂萱	上泉町687-4	田	970	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
1060	桂萱	上泉町1013-2	畑	90	道路用地	法第10条第4項に該当するため。
1061	桂萱	上泉町1014-4	畑	20	道路用地	法第10条第4項に該当するため。
62	桂萱	上泉町1388	田	1505の内600	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
63	桂萱	上泉町1982	畑	1400	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
64	桂萱	亀泉町85-1	畑	437	露天資材置場	露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
65	桂萱	江木町403-2	畑	661の内415	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
66	南橋	上細井町254-1	畑	71	車両置場	車両置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
67	南橋	上細井町255-1	畑	382	車両置場	車両置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
1068	南橋	上細井町1897-9	田	62	道路用地	法第10条第4項に該当するため。
1069	南橋	上細井町1897-10	田	39	道路用地	法第10条第4項に該当するため。
70	南橋	上細井町1908-6	田	85	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
71	南橋	上細井町1913-3	田	91	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
72	南橋	上細井町1919-1	田	1880	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
73	南橋	上細井町1919-2	田	52	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
74	南橋	上細井町1919-3	田	321	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
75	南橘	上細井町1920-1	田	37	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
76	南橘	上細井町1920-5	田	31	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
77	南橘	上細井町1931	田	1587	診療所用地	診療所用地の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
78	南橘	上細井町2019-1	田	1168の内20	事務所兼倉庫	事務所兼倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
79	南橋	上細井町2035-2	田	0.37	事務所兼倉庫	事務所兼倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
1080	南橋	田口町19-6	田	76	道路用地	法第10条第4項に該当するため。
81	南橋	関根町889-1	畑	799の内30	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
82	清里	池端町198-1	畑	312	露天資材置場	露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
83	清里	池端町198-5	畑	299	露天資材置場	露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
84	清里	上青梨子町74-3	田	418	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
85	清里	上青梨子町76	畑	991	障害福祉施設用地	障害福祉施設用地の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
86	清里	上青梨子町81	畑	839の内392	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
87	清里	青梨子町1105-2	畑	385の内290	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。



農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由	除外する理由
					(利用目的等)	
88	木瀬	上大島町50-1	田	599の内249	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
89	木瀬	上大島町50-13	田	250の内121	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
90	木瀬	女屋町1064	畑	885の内456	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
91	木瀬	野中町325	畑	1686の内272	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
92	荒砥	下大屋町122-1	畑	1191の内300	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
93	荒砥	下大屋町280-6	畑	500	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
94	荒砥	泉沢町839-2	畑	500	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
95	荒砥	富田町819-3	畑	2465の内182	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
96	荒砥	富田町1364-2	畑	793の内400	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
97	荒砥	荒口町554-1	畑	325	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
98	荒砥	荒子町576-1	畑	514	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
99	荒砥	荒子町1284	畑	923の内430	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
100	荒砥	新井町333-1	畑	1609の内991	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
101	荒砥	二之宮町112-1	畑	1003の内200	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
102	荒砥	二之宮町1371-1	畑	1097	露天資材置場	露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
103	荒砥	二之宮町1371-2	畑	53	露天資材置場	露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
104	荒砥	二之宮町1371-3	畑	1131	露天資材置場	露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
105	荒砥	今井町923-1	畑	555	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
106	木瀬	小屋原町955-2	田	842の内553	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
107	木瀬	小屋原町972-2	田	1463の内500	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
108	木瀬	小屋原町1106-1	畑	456	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
109	木瀬	小屋原町1107-1	畑	558	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
110	木瀬	小屋原町1107-4	畑	349	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
111	木瀬	小屋原町1108-2	畑	493	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
112	木瀬	小屋原町1108-4	畑	400	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
113	木瀬	上増田町285	畑	758	店舗併用住宅	店舗併用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
114	木瀬	上増田町293	畑	361	露天資材置場	露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
115	木瀬	上増田町318-1	畑	2639の内880	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
116	木瀬	上増田町318-1	畑	2639の内780	障害者支援施設	障害者支援施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
117	木瀬	上増田町321	畑	80	露天資材置場	露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
118	木瀬	下増田町530	畑	971の内435	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
119	木瀬	下増田町606-2	畑	19	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。



農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
120	木瀬	下増田町1465-1	田	1728の内1150	農家住宅	農家住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
121	木瀬	下大島町977-1	畑	360	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
122	大胡	堀越町209-1	畑	2515	クリーニング工場	クリーニング工場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
123	大胡	滝窪町204-4	畑	1263	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
124	大胡	滝窪町555-14	畑	232	事務所	事務所の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
125	大胡	河原浜町528-1	田	1119の内500	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
126	宮城	鼻毛石町49	畑	698の内624	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
127	宮城	鼻毛石町201-32	畑	3411の内65	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
128	宮城	鼻毛石町1590-21	畑	127の内45	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
129	宮城	市之関町215-12	畑	733	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
130	宮城	苗ヶ島町1759-1	田	866	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
131	宮城	苗ヶ島町1759-2	田	1207	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
132	宮城	苗ヶ島町1760-3	田	2066	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
133	宮城	苗ヶ島町2771-1	畑	7134	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
134	宮城	苗ヶ島町2771-5	畑	451	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
135	宮城	苗ヶ島町2771-7	田	2743	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
136	宮城	苗ヶ島町2771-8	畑	1242	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
137	宮城	大前田町1550-10	畑	907の内500	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
138	粕川	粕川町室沢1487-1	畑	3279の内160	宅地拡張（サウナ）	宅地拡張（サウナ）の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
139	粕川	粕川町深津1680-1	畑	431	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
140	粕川	粕川町深津1938-13	畑	1476	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
141	粕川	粕川町深津1938-14	畑	2263	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
142	粕川	粕川町深津1938-15	畑	1727	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
143	粕川	粕川町深津1938-16	畑	1598	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由	除外する理由
					(利用目的等)	
144	富士見	富士見町横室183-1	畑	373	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
145	富士見	富士見町原之郷249	畑	2391の内380	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
146	富士見	富士見町原之郷1600-3	畑	1482	特定建築条件付売買予定地	特定建築条件付売買予定地の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
147	富士見	富士見町小沢237-1	畑	553の内50	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
148	富士見	富士見町米野113	田	1264	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
149	富士見	富士見町時沢1352	畑	1436の内350	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
150	富士見	富士見町時沢2874-2	畑	379	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
151	富士見	富士見町時沢2875	畑	248	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。



農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
152	富士見	富士見町時沢3135-1	畑	731	貸露天資材置場	貸露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
153	富士見	富士見町小暮1851-2	畑	1305の内685	自己用専用住宅	自己用専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
154	富士見	富士見町小暮1851-2	畑	1305の内620	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
155	富士見	富士見町小暮2438-9	畑	3391の内297	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
156	富士見	富士見町皆沢92-1	畑	3505の内1690	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
157	富士見	富士見町赤城山1788-13	畑	474	ドッグラン	ドッグランの用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。